

静岡市難病患者等介護家族 リフレッシュ事業

日々の介護疲れをリフレッシュしたい

通院で家を留守にするため一時的に介護が難しい

冠婚葬祭で外出中に見てくれる人が必要

難病患者等の介護をしているご家族の負担軽減のため
訪問看護を利用する費用の一部を助成します



制度の内容

- ▶ 診療報酬による訪問看護を2時間実施した後、引き続き同じ内容の訪問看護を2～6時間の範囲で利用できます。
- ▶ リフレッシュ事業の利用時間に応じた訪問看護基準額の1割を利用者に負担していただきます。(右表参照) 残りの9割を静岡市及び静岡県が負担します。
- ▶ 患者1人につき、年間24回を限度とします。

【利用時間に応じた利用者負担額】

利用時間	訪問看護基準額	利用者負担額(1回当たり)
2時間	14,480円	1,448円
3時間	19,980円	1,998円
4時間	25,480円	2,548円
5時間	30,980円	3,098円
6時間	36,480円	3,648円

申請の対象となる方

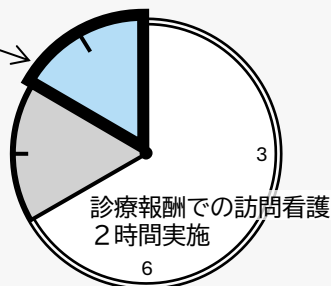
静岡市内に居住し、指定難病・特定疾患・小児慢性特定疾病・重度心身障害のため在宅で人工呼吸器を使用している、又は気管切開を伴い頻繁に吸引を必要としている方を介護している同居のご家族。

利用例

利用例1

患者のきょうだいの学校行事に参加する時間に利用

リフレッシュ事業
2時間 利用

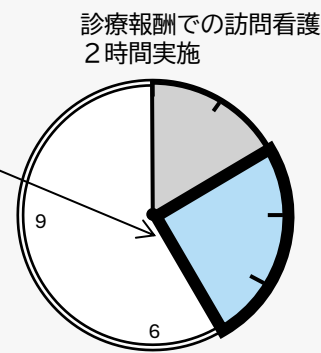
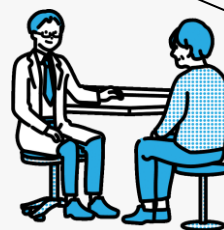


利用者負担額＝1,448円。

利用例2

介護者自身の通院により外出する時間に利用

リフレッシュ事業
3時間 利用



利用者負担額＝1,998円。

利用開始までのお手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

利用開始までのお手続きの流れについて

STEP 1 利用したい訪問看護ステーションを決める

リフレッシュ事業は、静岡市と本事業に関する委託契約を締結した事業者が訪問看護を実施します。

そのため、利用を予定している訪問看護ステーションが委託契約を締結しているかどうか、事前にそのステーション又は静岡市保健所 保健所総務課に確認の上、事業者を決めて本事業を利用する調整をしてください。

STEP 2 訪問看護指示書を準備する

リフレッシュ事業で利用を予定している訪問看護ステーション宛ての訪問看護指示書をご用意ください。

既に、訪問看護を受けていて指示書がある方は、新たに作成する必要はありません。ただし、現在訪問看護を受けているステーションではなく、新たなステーションを利用する場合は、主治医にそのステーション宛ての指示書の作成を依頼してください。

なお、リフレッシュ事業の利用期間は、指示書に記載されている指示期間の終了日までです。本事業の申請の際は、利用期間中に計画している利用時間と見込回数をまとめて申請いただくことができます。

STEP 3 申請手続き ※利用開始の2週間前を目途に

窓口・郵送申請の場合

下記申請書類を提出してください。

【申請書類】

- ①難病患者等介護家族リフレッシュ事業利用申請書
※様式は、静岡市ホームページからダウンロードすることができます。
- ②訪問看護指示書の写し
- ③次のいずれかの書類の写し
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・重度心身障害者医療費助成金受給者証

【提出先】

〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1
静岡市保健所 保健所総務課 疾病対策係

電子申請の場合

下のURL又はQRコードから電子申請することも可能です。
電子申請の場合は、左記【申請書類】②③について、スキャン又は写真データを添付していただきます。

<https://logoform.jp/form/79j2/405849>



STEP 4 決定通知書の交付

静岡市において、申請内容を確認し審査します。利用が決定した方には、利用決定通知書を郵送いたします。

なお、利用時間や利用回数等に変更がある場合は、変更申請のお手続きが必要となります。

STEP 5 リフレッシュ事業利用開始

利用を申請した訪問看護ステーションで訪問看護の利用を開始してください。リフレッシュ事業の利用者負担額は、訪問看護ステーションに直接お支払いください。



《ご利用に関するお問い合わせ先》

静岡市保健所 保健所総務課 疾病対策係 ☎054-249-3177 平日8時30分～17時15分

